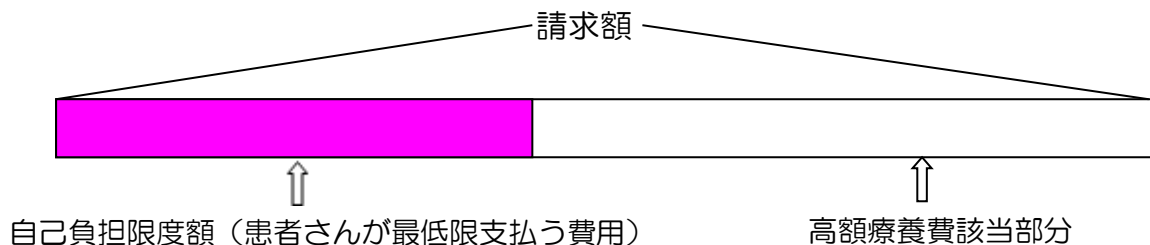


《高額な医療を受けられる患者様へ》

「高額療養費制度」

請求額支払後、領収証と保険証・印鑑を準備して申請します。国民健康保険の方は市町村窓口・社会保険の方は職場または健康保険協会・共済や組合の方は職場の担当部署へ申請します。申請後2～3ヶ月で自己負担限度額を超えた医療費が還付されます。



「高額療養費現物給付制度」

上記の一般的な高額療養費制度は一旦請求額を全額支払い、支払いすぎた医療費を還付してもらう手続きが必要です。高額療養費現物給付制度は、自己負担限度額（入院中の食費・病衣等は別途負担）の支払いをして頂ければ、残る請求額（上の図の高額療養費該当部分）は病院が直接保険者へ請求する制度です。この手続きが必要な対象者は、70歳未満の方と、70歳以上の住民税非課税世帯、70歳以上の現役並み所得Ⅰ・Ⅱの方です。所得区分が一般、現役並みⅢの方は、健康保険証、高齢受給者証を医療機関窓口に掲示することで自己負担限度額までの支払いとなります。（所得区分が一般、現役並みⅢの方は、限度額適用認定証は発行されません。）

*手続き方法→保険証・印鑑を準備のうえ、国民健康保険や後期高齢者の方は市町村窓口・社会保険の方は職場または健康保険協会・共済や組合の方は職場の担当部署へ申請をします。申請後保険者より「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されますので入院または外来会計へご提示下さい。（申請月からの適用となります。申請前月分の遡及適用はできませんのでご注意ください。）

「高額療養費融資(貸付)制度」

「高額療養費支給制度は一時負担が大きいため支払いが出来ない」・「現物給付制度を申請する前に月が変わってしまった」・・・などの事態に活用できる制度です。申請には領収書ではなく請求書が必要となります（申請先：国保の方は市町村、社会保険の方は職場または社会保険協会、共済や組合の方は各職場へ）。申請すると、自己負担限度額に高額療養費該当部分の10～20%程度を加算した額で請求を留める事が出来ます。申請後、保険者からの融資金が指定の口座へ振り込まれますので、ご本人の自己負担金と融資金を会計へ支払を行い、後に交付される領収書を用いて一般の高額療養費制度の手続きを行います。この手続きの2～3ヶ月後高額療養費として還付される金額のうち、融資分は保険者が直接天引きし、残金が患者さんへ還付される事となります。（この制度をご利用される場合、会計窓口へ利用の旨を申し出て頂く必要があります）

ご不明な点がございましたら、地域医療患者支援センター・がん相談支援センターまでお気軽にお問い合わせください。（問い合わせ先電話番号：018-884-6229）

《高額療養費制度の自己負担限度額について》 自己負担限度額は、年齢と前年の課税状況で変わります。

【70歳未満の方】

区分	所得区分	自己負担限度額	多数該当(※1)
ア	年収約 1,160万円～ 健保：標準報酬月額 83万円以上 国保：年間所得 901万円～	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	年収約 770～1,160万円 健保：標準報酬月額 53万～79万 国保：年間所得 600万～901万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	年収約 370万円～770万円 健保：標準報酬月額 28万～50万円 国保：年間所得 210万～600万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	～年収約 370万円 健保：標準報酬月額 26万円以下 国保：年間所得 210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

【70歳以上の方】

	所得区分	外来 + 入院(世帯)		多数該当(※1)
		外来(個人)		
現役並み	Ⅲ 年収約 1,160万円以上 標準報酬月額 83万円以上 課税所得 690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%		140,100円
	Ⅱ 年収約 770～1,160万円 標準報酬月額 53万～79万円 課税所得 380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%		93,000円
	Ⅰ 年収約 370～770万円 標準報酬月額 28万～50万円 課税所得 145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円
一般	年収約 156～370万円 標準報酬月額 26万以下 課税所得 145万円未満	18,000円 年間上限 144,000円	57,600円 【多数該当 44,400円】	
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入 80万円以下など)		15,000円	

「限度額適用認定証」が必要

「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要

※1 多数該当 高額療養費を申請される月以前の直近 12ヶ月の間に高額療養費の支給を受けた月が3か月以上ある場合は、4か月目から自己負担額が軽減されます。

【食事代について】

所得区分			標準負担額
現役並み所得者、一般			550円
低所得者Ⅱ	過去12ヶ月の 入院日数	90日までの入院	270円
		90日を超える入院(※)	220円
低所得者Ⅰ			130円